

【マイナンバーカード関係】通知カードについて

◆令和2年5月25日をもって通知カードは廃止されています。

令和2年5月25日以降に出生された方や外国から転入された方には、通知カードではなく個人番号通知書が国から送付されます。

◆個人番号通知書とはなに？

- ①通知カードの代わりに個人番号を通知するものです。
- ②再交付はできません。
- ③個人番号確認書類として使うことはできません。

※個人番号が必要となる手続きをする際には、マイナンバーカード及びマイナンバー入りの住民票を取得していただく必要があります。

◆現在通知カードをお持ちの方へ

今後再交付はできませんが、通知カードに記載されている住所や氏名に変更がない限り、個人番号確認書類として使える場合もあります。

「住所や氏名に変更があった」「通知カードを紛失した」方は、マイナンバーカードを取得するか、必要に応じてマイナンバー入りの住民票の取得をお願いいたします。

また、マイナンバーカードを交付された方で、まだ通知カードを持っている方は役場へ持参していただきますようお願いいたします。

10月16日(月)～22日(日)は行政相談週間です

■ このような相談はありませんか？

- ☐ 道路がデコボコになっていて通行に支障がある。
- ☐ 道路の案内標識がわかりにくい。
- ☐ 登記や年金について聞きたいことがある。
- ☐ どこの役所に相談したらよいか分からないことがある。

- 相談は、行政相談所以外でも随時受け付けています。役場のお仕事について、困っていること、ご意見やご要望などがありましたら、行政相談委員までお気軽にご相談ください。

行政相談委員

岡 観要

☎47-2219